

[4] 地域公共交通確保維持改善事業について〔平成 23 年度からの新規事業〕

「地域公共交通確保維持改善事業」は、存続が危機に瀕している生活交通について、地域特性に応じ効率的に確保・維持されるために必要な支援を行うとともに、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な改善に対する支援等を一体的に行うものである。

なお、平成 24 年度からは、地域公共交通活性化・再生総合事業(計画事業)から移行したフィーダー系統含む。

また、地域間幹線系統、離島航路及びバリアフリーに係る地域公共交通確保維持改善事業については、各モードにて掲載。

各年度の申請協議会(市町村)の件数

	調査事業	地域内フィーダー系統確保維持事業		
		計画認定数	運行事業者数	系統数
平成 24 年度	20	57	99	459
平成 25 年度	15	72	119	518
平成 26 年度	10	82	130	642
平成 27 年度	23	90	146	780
平成 28 年度	35	93	152	796
平成 29 年度	33	96	161	859
平成 30 年度	31	101	172	899
令和元年度	20	105	181	952